

# いばらきパラアーティストフェスティバル 2025(旧ナイスハートふれあいフェスティバル)

## 作 品 販 売 実 施 要 領

### 1 販売物の種類等

- (1) 販売物の種類は、会場で加熱調理を要するものを除く食品【野菜類、菓子類（パン、クッキー等）、味噌、漬物等のみ】、陶芸品、織物、縫製品、手芸品、紙製品、手工芸品、木工品、日用品、植物等とし、割り当てられた販売スペースに陳列可能な量・大きさとする。  
※ サンドイッチや惣菜パン（菓子パン以外）等は、通常の食品取扱（出店）届以外の手続が必要なため販売できないものとする。  
なお、販売する食品については、それぞれの食品についての食品営業許可を受けた施設において製造・加工されたもので、容器包装（パッケージ）された食品のみとする。
- (2) 鶏卵について、表示が食品表示法等で規定されており、次の事項を表示すること。①名称（例：「鶏卵」）②賞味期限③保存方法（例：お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください。）④使用方法（例：「生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分に加熱調理してください」）⑤採卵又は選別包装を行った施設の所在地⑥採卵又は選別包装を行った者の氏名（法人の場合は法人名）⑦原産地（国産又は都道府県名称等、鶏卵場の名称・住所の表示により原産地表示に代えられる）⑧内容量
- (3) 缶や瓶に入れて販売する製品（ジャム等）に関しては、その方法により「密封包装食品製造業」の許可が必要となる。詳細については、各保健所へご相談ください。

### 2 販売物取り扱い及び注意・保証等

- (1) 販売しようとする物は、できるだけ障害者が制（製）作したものに限るものとする。
- (2) 販売する食品について、保健所の届出関係により、申込以外の新しい品目を追加することは原則できないものとする。※ 数量変更は可
- (3) 市販のキャラクター製品は販売できないものとする。
- (4) 販売物については販売（生産）者が責任を持って保証（不良品の交換等）することとする。
- (5) 消費者に何らかの問題が生じた場合、販売（生産）者の責任となるため、衛生面には十分注意することとする。

※食品表示の経過措置は令和2年3月31日で終了しました。令和2年4月1日より、下記について確実に表示する必要があります。

※申込終了後、参加団体が決定いたしましたら、後日加工食品の表示を提出していただきます。

※加工食品の表示の提出については、参加団体に追ってご連絡いたします。

**加工食品は、下記の表示が必要になります。(栄養成分も必ず表示してください。)**

- ・名称 ・原材料名 ・アレルギー ・添加物 ・内容量 ・保存方法
- ・原産国（輸入品に限る） ・原料原産地
- ・遺伝子組み換え（組み替えていない場合は任意表示）
- ・栄養成分（熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、食塩相当量）
- ・期限表示【消費期限（品質の劣化が早い食品（パンなど））または賞味期限（品質が比較的長く保持されるクッキーなど）】
- ・製造（加工）者氏名（法人名等名称 ※屋号は不可）
- ・製造者（製造（加工）所）所在地

※期限表示は手書き不可です。

※一つずつ包装し、包装の上に表示してください。

※詰合わせの加工食品（菓子詰合わせ等）は、詰合わせの包装にも全商品の表示が必要です。

※詳細は消費者庁又は茨城県保健医療部生活衛生課のHPを御参照ください。

**参考：消費者庁発行「早わかり食品表示ガイド」より抜粋**

新しい表示に切替えはできていますか？

※加工食品及び添加物の表示の経過措置期間は、令和2年3月31日までです。令和2年4月1日からは新ルールに基づく食品表示に切り替える必要があります。

**○アレルギー表示に係るルールの改善**

- ・特定加工食品及び特定加工食品の拡大表記を使った表示はできません。
- ・個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能。一括表示する場合は、一括表示欄に、その食品に含まれる全てのアレルゲンを表示する必要があります。

**○栄養成分表示の義務化**

- ・食品関連事業者は、原則として全ての消費者向け加工食品及び添加物へ、栄養成分表示を表示する必要があります。

**○原材料と添加物を明確に区分して表示**

- ・添加物の事項名を設けて表示するか、又は、原材料名の欄に原材料と添加物を明確に区分して表示する必要があります（記号で区分して表示、改行して表示、別欄にて表示）

**○新たな製造所固有記号への移行（従来の制度の廃止）**

- ・原則、同一製品を二以上の製造所で製造している場合に、届出した記号を使用できます。
- ・製造所固有記号は、「製造所固有記号制度届出データベース」を使用した届出が必要です
- ・記号の前に「+」を冠し表示します。

### 3 申込方法

- (1) 販売を希望する者は、様式5「作品販売出店申込書」（以下「出店申込書」という。）により、居住地の市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長に申し込むものとする。また、食品を販売する場合は、食品を取り扱う者（調理等を含む）全員について、腸内病原細菌検査の写しを併せて提出するものとする。ただし、販売当日に取り扱う食品類が全て容器包装（パッケージ）されている場合及び野菜類についてはこの限りではない。
- ※ 腸内病原細菌検査は①赤痢菌②サルモネラ菌（チフス・パラチフス・非チフス性サレチ）③大腸菌O157の検査要件を満たし、できるだけ直近（販売日の半年以内は可）の物とする。
- ※ 食品を販売する場合は「食品営業許可書の写し1部」を同時に提出するものとする。
- (2) 市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長は、（1）により出店を希望する者があった場合、出品物を取りまとめた「様式5出店申込書」の写し1部を、茨城県障害者スポーツ・文化協会あて、**令和7年10月3日（金）**までに提出するものとする。**※17時必着（FAX不可）**  
申込み期日を過ぎてからの申込みはいかなる理由であっても受付いたしません。期日の厳守をお願いいたします。**※ 申込書の送付後は、必ず電話連絡のうえ送付の確認を行う。**
- (3) 申込多数の場合は、いばらきパラアーティストフェスティバル 2025(旧ナイスハートふれあいフェスティバル)運営委員会（一般の部）作品販売部会において、出店数等を調整する。

申込み先：〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6（県庁13階）

茨城県障害者スポーツ・文化協会

Tel029-301-3375 FAX029-301-3378

### 4 搬入・搬出等

日程	令和7年12月6日（土）
搬入時間	午前8時から
搬入場所	ザ・ヒロサワシティ会館 大ホールロビー又は中庭
販売時間	午前9時00分～午後3時00分 (式典中の時間は販売を休止する。)
搬出時間	午後3時00分から

※1 作品販売部会の指示により、搬出者自らの責任のもとで、速やかに搬出するものとする。

### 5 設営・販売

- (1) 販売会場は、いばらきパラアーティストフェスティバル 2025(旧ナイスハートふれあいフェスティバル)運営委員会（一般の部）で選出された作品販売部会が事前に設営する。
- (2) 4により搬入された販売物の陳列については、適宜作品販売部会の指示を受け、搬入者自らの責任のもとで、速やかに陳列するものとする。
- (3) 「出店申込書」の作品販売の種類と当日の販売物が違った場合には、販売の差し止め及び販売物を一時預かる場合があるものとする。（申し込みをしない食品類を販売する等）

## 6 留意事項

- (1) 販売期間中における販売物の損傷について主催者は、損害賠償の責任を負わない。
- (2) 自らの販売物に関するゴミの回収を行うこと。
- (3) 障害のある人も社会参加しやすくするための「合理的配慮の提供」に取り組むこと。

### ※合理的配慮の提供例

- ・メニューや商品表示を分かりやすく説明したり、写真を活用して説明したりする。
- ・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）など、コミュニケーションにおいて工夫する。
- ・金額が分かるようにレジスターや電卓の表示板を見やすいように向けたり、紙等を書いたりして示すようにする。